コンピュータソフトウエア関連発明の 特許明細書の研究

第3回 入力手段

マクスウェル国際特許事務所 弁理士 加島 広基

第四次産業革命が推し進められ、IoTやAI等の新たな技術が進展する中、ICTを利用してビジネス方法を実現するビジネス関連発明の利活用に注目が集まっている。ビジネス関連発明の特許出願件数は、2000年に生じた出願ブーム後に一旦は減少傾向となったものの、モノからコトへの産業構造の変化が進む中で2012年頃から現在に至るまで増加傾向にある。このようなビジネス関連発明は、発明の実施において主にソフトウエアを利用するコンピュータソフトウエア関連発明として規定することができるが、コンピュータソフトウエア関連発明の特許明細書を作成するにあたり一般的な物の発明とは異なる様々な留意点がある。本連載では、コンピュータソフトウエア関連発明独特の特許明細書の書き方について考えてみたい。

1. 入力手段に関する課題

コンピュータソフトウエア関連発明(以下、CS関連発明という)の審査基準によれば、ソフトウエアによる情報処理がハードウエア資源を用いて具体的に実現されている場合に法上の発明に該当すると判断される。また、「ソフトウエアによる情報処理がハードウエア資源を用いて具体的に実現されている」と判断されるための要件として、「ソフトウエアがコンピュータに読み込まれることにより、ソフトウエアとハードウエア資源とが協働した具体的手段によって、使用目的に応じた情報の演算又は加工を実現することにより、使用目的に応じた特有の情報処理装置(機械)又はその動作方法が構築されること」が挙げられている。

CS関連発明を、ソフトウエアとハードウエア資源とが協働した手段を用いて定義する場合には、プロセッサ等に入力される情報、入力された情報に基づいてプロセッサ等により行われる処理の内容、その処理の結果に基づいて出力される内容のそれぞれを具体的に特許請求の範囲や発明の実施の形態欄に記載することが必要である。また、プロセッサ等に情報を入力するための手段(入力手段ともいう)が特許請求の範囲で規定される場合も多い。しかしながら、様々な裁判例によれば、被疑侵害品が入力手段の構成要件を充足しないと判断され非侵害となるケースも見受けられる。

具体的には、被疑侵害品が入力手段の構成要件を充足しない態様として、

(1) 特許請求の範囲において入力手段の具体的構成が記載されているが、被疑侵害品の入力手段

- の具体的構成と異なると判断されたケース
- (2) 特許請求の範囲において入力手段により入力される情報が具体的に規定されているが、被疑侵害品の入力手段により入力される情報と異なると判断されたケース
- の2つのパターンが考えられる。

このような入力手段に関する課題について裁判例を参照しながら検討したい。

2. 本件発明の入力手段の具体的構成が被疑侵害品の入力手段の具体的構成と 異なる場合

平成28年(ワ)第10834号「入力支援コンピュータプログラム事件」(東京地裁平成29年2月23日判決)では、被疑侵害品のアプリの入力方法が原告の特許権を侵害するか否かが問題となった。判決では文言侵害、均等侵害ともに不成立となった。

原告特許第4611388号の請求項1の記載は以下の通りである。

A1:情報を記憶する記憶手段と、情報を処理する処理手段と、利用者に情報を表示する出力手段と、利用者からの命令を受け付ける入力手段とを備えたコンピュータシステムにおけるコンピュータプログラムであって、

A 2: 利用者が前記入力手段を使用してデータ入力を行う際に実行される入力支援コンピュータプログラムであり、

B:前記記憶手段は、

ポインタの座標位置によって実行される命令結果を利用者が理解できるように前記出力手段に 表示するための画像データである操作メニュー情報と、当該操作メニュー情報にポインタが指定 された場合に実行される命令と、を関連付けた操作情報を1以上記憶し、

当該操作情報は、前記記憶手段に記憶されているデータの状態を表す情報であるデータ状態情報に関連付けて前記記憶手段に記憶されており、

- C1:前記処理手段に、
- D:(1)前記入力手段を介して、前記入力手段における命令ボタンが利用者によって押されたことによる開始動作命令を受信した後から、利用者によって当該押されていた命令ボタンが離されたことによる終了動作命令を受信するまでにおいて、以下の(2)及び(3)を行うこと、
- E:(2)前記入力手段を介してポインタの位置を移動させる命令を受信すると、当該受信した際の前記記憶手段に記憶されているデータの状態を特定し、当該特定したデータ状態を表すデータ状態情報に関連付いている前記操作情報を特定し、当該特定した操作情報における操作メニュー情報を、前記記憶手段から読み出して前記出力手段に表示すること、

F:(3)前記入力手段を介して、当該出力手段に表示した操作メニュー情報がポインタにより指定されると、当該ポインタにより指定された操作メニュー情報に関連付いている命令を、前記記憶手段から読み出して実行し、当該出力手段に表示した操作メニュー情報がポインタにより指定されなくなるまで当該実行を継続すること、

当該命令の実行により変化した前記記憶手段に記憶されているデータの状態を特定し、当該特定したデータ状態を表すデータ状態情報に関連付いている前記操作情報を特定し、当該特定した操作情報における前記操作メニュー情報を、前記記憶手段から読み出して前記出力手段に表示すること、

C2:を実行させることを特徴とする入力支援コンピュータプログラム。